

○総務省令第十八号

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和五年法律第八十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和六年三月二十二日

総務大臣 松本 剛明

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令

（放送法施行規則の一部改正）

第一条 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(出資の認可申請)</p> <p>第十五条 「略」</p> <p>2 前項の場合において、出資の相手方が法第二十二條第三号に規定する事業を行う者又は関連事業持株会社（法第二十二條の二に規定する関連事業持株会社をいう。以下同じ。）であるときは、同項各号に掲げるもののほか、当該出資の相手方に係る次に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>「一〜四 略」</p>	<p>(出資の認可申請)</p> <p>第十五条 「同上」</p> <p>2 前項の場合において、出資の相手方が法第二十二條第四号に規定する事業を行う者又は関連事業持株会社（法第二十二條の二に規定する関連事業持株会社をいう。以下同じ。）であるときは、同項各号に掲げるもののほか、当該出資の相手方に係る次に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>「一〜四 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令の一部改正）

第二条 国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令（平成十六年総務省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

(業務方法書の記載事項)

第一条の三 機構の行う業務(機構法第十四条第二項第一号に掲げる業務及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律(令和五年法律第八十七号)附則第三条第二項に規定する出資継続業務(以下「特定業務」という。)を除く。)に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

〔一〇六 略〕

七 機構法第十四条第一項第七号に掲げるサイバーセキュリティに関する演習その他の訓練並びに同号に掲げるサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備の管理者その他の関係者に対する必要な助言及び情報の提供に関する事項

〔八〇十六 略〕

十七 削除

十八 機構法第十四条第二項第四号に掲げる身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成五年法律第五十四号)第四条に規定する業務に関する事項

〔一九〇二十二 略〕

附則

(業務方法書の記載事項に関する経過措置)

第二条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条の三各号に掲げるもののほか、機構が機構法附則第八条第一項に規定する業務を行う場合には、当該業務に関する事項とする。

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

(業務方法書の記載事項)

第一条の三 機構の行う業務(機構法第十四条第二項第一号に掲げる業務及び同項第四号に掲げる業務(特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)以下「通信・放送開発法」という。))第六条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に限る。)(以下「特定業務」という。)を除く。)に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

〔一〇六 同上〕

七 機構法第十四条第一項第七号に掲げるサイバーセキュリティに関する演習その他の訓練に関する事項

〔八〇十六 同上〕

十七 機構法第十四条第二項第四号に掲げる業務(通信・放送開発法第六条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。)に関する事項

十八 機構法第十四条第二項第五号に掲げる身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成五年法律第五十四号)第四条に規定する業務に関する事項

〔一九〇二十二 同上〕

附則

(業務方法書の記載事項に関する経過措置)

第二条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条の三各号に掲げるもののほか、機構が次の各号に掲げる業務を行う場合には、当該各号に掲げる業務に関する事項とする。

一 機構法附則第八条第一項に規定する業務

二 機構法附則第八条第二項に規定する業務

三 機構法附則第八条第五項に規定する業務(通信・放送開発法附則第五条第一項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。)

(業務方法書の記載事項等の特例)

第三条 機構法附則第八条第五項に規定する業務(通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。)(以下「特定業務」という。))が行われる場合には、第一条の三中「特定業務」とあるのは「特定業務」という。並びに機構法附則第八条第五項に規定する業務(通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。)(以下「特定業務」という。))と、第二条から第六条までの規定中「特定業務」とあるのは「特定業務及び機構法附則第八条第五項に規定する業務(通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。)」とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(国立研究開発法人情報通信研究機構の業務(通信・放送開発金融関連業務を除く。))に係る財務及び会計に関する省令の一部改正)

第三条 国立研究開発法人情報通信研究機構の業務(通信・放送開発金融関連業務を除く。)に係る財務及び会計に関する省令(平成十六年総務省令第六十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（出資継続業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（会計の原則）

第一条 国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）の行う業務（国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和五年法律第八十七号。以下「令和五年改正法」という。）附則第三条第二項に規定する出資継続業務（以下「出資継続業務」という。）を除く。）に係る会計についてはこの省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

〔2・3 略〕

（勘定区分）

第二条 機構は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号。以下「機構法」という。）第十六条及び附則第十条の規定により経理を区分して整理する場合において、一の勘定において整理すべき事項が他の勘定において整理すべき事項と共通の事項であるため当該一の勘定に係る部分を区分して整理することが困難なときは、当該事項については、機構が総務大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより整理することができる。

（対応する収益の獲得が予定されない償却資産）

第三条 総務大臣は、機構が業務（出資継続業務を除く。）のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

〔2 略〕

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第四条 総務大臣は、機構が業務（出資継続業務を除く。）のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第五条 機構に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産（出資継続業務に係るものを除く。）は、その保有する財産であつて、その通則法第四十六条の二第二項又は第二項の認可に係る申請の日（通則法第四十六条の二第一項ただし書又は第二項ただし書の場合にあつては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十五条の五第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第

国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（会計の原則）

第一条 国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）の行う業務（国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号。以下「機構法」という。）第十四条第二項第四号に掲げる業務（特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第六条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる業務及びこれらに附帯する業務に限る。以下「通信・放送開発金融関連業務」という。）を除く。）に係る会計についてはこの省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

〔2・3 同上〕

（勘定区分）

第二条 機構は、機構法第十六条及び附則第十三条の規定により経理を区分して整理する場合において、一の勘定において整理すべき事項が他の勘定において整理すべき事項と共通の事項であるため当該一の勘定に係る部分を区分して整理することが困難なときは、当該事項については、機構が総務大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより整理することができる。

（対応する収益の獲得が予定されない償却資産）

第三条 総務大臣は、機構が業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

〔2 同上〕

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第四条 総務大臣は、機構が業務（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第五条 機構に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）は、その保有する財産であつて、その通則法第四十六条の二第二項若しくは第二項又は第四十六条の三第一項の認可に係る申請の日（通則法第四十六条の二第二項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十六条の三第一項ただし書の場合にあつては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十五条の五第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預

四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他総務大臣が定める財産とする。

(財務諸表)

第六条 機構の業務(出資継続業務を除く。)に係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。

(事業報告書の作成)

第六条の二 機構の業務(出資継続業務を除く。)に係る通則法第三十八条第二項の主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 事業報告書(出資継続業務に係るものを除く。以下同じ。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〇五 略〕

六 サービス(出資継続業務に係るものを除く。)を適正かつ持続的に提供するための源泉

七 業務(出資継続業務を除く。)の運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策

八 業績(出資継続業務に係るものを除く。)の適正な評価に資する情報

九 業務(出資継続業務を除く。)の成果及び当該業務に要した資源

十 予算(出資継続業務に係るものを除く。)及び決算(出資継続業務に係るものを除く。)の概要

十一 財務諸表(出資継続業務に係るものを除く。以下同じ。)の要約

十二 財政状態(出資継続業務に係るものを除く。)及び運営状況(出資継続業務に係るものを除く。)の機構の長による説明

〔一〇三 略〕

十四 機構の行う業務(出資継続業務を除く。)に係る基礎的な情報

(財務諸表の閲覧期間)

第七条 機構の業務(出資継続業務を除く。)に係る通則法第三十八条第三項の主務省令で定める期間は、五年とする。

(通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類)

第七条の二 機構の業務(出資継続業務を除く。)に係る通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。

(会計監査報告の作成)

第七条の三 機構の業務(出資継続業務を除く。)に係る通則法第三十九条第一項の主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

〔2 略〕

金にあっては、申請の日におけるその額)が五十万円以上のもの(その性質上通則法第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により処分することが不適当なものを除く。)その他総務大臣が定める財産とする。

(財務諸表)

第六条 機構の業務(通信・放送開発金融関連業務を除く。)に係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。

(事業報告書の作成)

第六条の二 機構の業務(通信・放送開発金融関連業務を除く。)に係る通則法第三十八条第二項の主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 事業報告書(通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。以下同じ。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〇五 同上〕

六 サービス(通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。)を適正かつ持続的に提供するための源泉

七 業務(通信・放送開発金融関連業務を除く。)の運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策

八 業績(通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。)の適正な評価に資する情報

九 業務(通信・放送開発金融関連業務を除く。)の成果及び当該業務に要した資源

十 予算(通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。)及び決算(通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。)の概要

十一 財務諸表(通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。以下同じ。)の要約

十二 財政状態(通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。)及び運営状況(通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。)の機構の長による説明

〔一〇三 同上〕

十四 機構の行う業務(通信・放送開発金融関連業務を除く。)に係る基礎的な情報

(財務諸表の閲覧期間)

第七条 機構の業務(通信・放送開発金融関連業務を除く。)に係る通則法第三十八条第三項の主務省令で定める期間は、五年とする。

(通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類)

第七条の二 機構の業務(通信・放送開発金融関連業務を除く。)に係る通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。

(会計監査報告の作成)

第七条の三 機構の業務(通信・放送開発金融関連業務を除く。)に係る通則法第三十九条第一項の主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

〔2 同上〕

3 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書（出資継続業務に係るものを除く。以下同じ。）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

〔一〇七 略〕

〔4 略〕

（短期借入金の認可の申請）

第八条 機構は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金（出資継続業務に係るものを除く。）の認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金（出資継続業務に係るものを除く。）の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

〔一〇七 略〕

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第九条 総務大臣は、機構が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産（出資継続業務に係るものを除く。）の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

〔削る〕

3 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。以下同じ。）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

〔一〇七 同上〕

〔4 同上〕

（短期借入金の認可の申請）

第八条 機構は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）の認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

〔一〇七 同上〕

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第九条 総務大臣は、機構が通則法第四十六条の二第二項又は第四十六条の三第三項の規定に基づいて行う不要財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

（不要財産に係る民間等出資の払戻しの認可の申請）

第十条 機構は、通則法第四十六条の三第一項の規定により、民間等出資に係る不要財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）について、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下単に「出資者」という。）に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として総務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができ旨を催告することについて認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 民間等出資に係る不要財産の内容
- 二 不要財産であると認められる理由
- 三 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額（現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額）
- 四 当該不要財産の取得に係る出資の内容（通則法第四十六条の三に規定する出資者が複数ある場合にあっては、出資者ごとの当該不要財産の取得の日における帳簿価額に占める出資額の割合）
- 五 催告の内容
- 六 当該不要財産により払戻しをする場合には、当該不要財産の評価額
- 七 通則法第四十六条の三第三項に規定する主務大臣が定める基準により算定した金額により払戻しをする場合には、当該不要財産の譲渡によって得られる収入の見込額並びに譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額
- 八 前号の場合における譲渡の方法
- 九 第七号の場合における譲渡の予定時期

〔削る〕

十 その他必要な事項

(中長期計画に定めた不要財産の払戻しの催告に係る通知)

第十一條 機構は、通則法第四十四條第三項の中長期計画において通則法第三十五條の五第二項第五号の計画を定めた場合において、通則法第四十六條の三第一項の規定により、民間等出資に係る不要財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）について、出資者に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として総務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができ旨を催告しようとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を総務大臣に通知しなければならない。

2 総務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

(催告の方法)

第十二條 通則法第四十六條の三第一項に規定する主務省令で定める不要財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）に係る民間出資の払戻しに係る催告の方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による提供とする。

一 民間等出資に係る不要財産の内容

二 通則法第四十六條の三第一項の規定に基づき当該不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨

三 通則法第四十六條の三第一項に規定する払戻しについて、次に掲げる方法のうち何れの方法によるかの別

イ 当該不要財産の払戻しをすること

ロ 通則法第四十六條の三第三項に規定する主務大臣が定める基準により算定した金額により払戻しをすること

四 当該払戻しを行う予定時期

五 第三号ロの方法による払戻しの場合における当該払戻しの見込額

2 前項の規定により催告するに際し、当該不要財産の評価額が当該不要財産の帳簿価額を超えていることその他の事情があるため、払戻しの方法が前項第三号イの方法により難しい場合には、その旨を当該催告の相手方に対し、通知するものとする。

(民間等出資に係る不要財産の譲渡の報告等)

第十三條 機構は、通則法第四十六條の三第三項の規定により民間等出資に係る不要財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を総務大臣に提出するものとする。

一 当該不要財産の内容

二 譲渡によって得られた収入の額

三 譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額

四 譲渡した時期

五 通則法第四十六條の三第二項の規定により払戻しを請求された持分の額

2 前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

第十條 機構に係る通則法第四十八條の主務省令で定める重要な財産（出資継続業務に係るものを除く。）は、土地及び建物並びに総務大臣が指定するその他の財産とする。

（通則法第四十八條に規定する主務省令で定める重要な財産）

第十一條 機構は、通則法第四十八條の規定により重要な財産（出資継続業務に係るものを除く。）を譲渡し、又は担保に供すること（以下「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

〔一〕四 略

（増資の認可の申請）

第十二條 機構は、機構法第六條第二項の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

〔一〕五 略

（積立金の処分に係る承認申請書の添付書類）

第十三條 略

〔削る〕

3 総務大臣は、第一項の報告書の提出を受けたときは、通則法第四十六條の第三項の規定により総務大臣が定める基準に従い算定した金額（当該算定した金額が第一項第五号の持分の額に満たない場合にあつては、当該持分のうち通則法第四十六條の第三項の規定により総務大臣が定める額の持分を含む。）を機構に通知するものとする。

4 機構は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、同項の規定により通知された金額により、第一項第五号の持分（当該通知された金額が当該持分の額に満たない場合にあつては、前項の規定により総務大臣から通知された額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

（資本金の減少の報告）

第十四條 機構は、通則法第四十六條の三第四項の規定により資本金（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）を減少したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に報告するものとする。

（通則法第四十八條に規定する主務省令で定める重要な財産）

第十五條 機構に係る通則法第四十八條の主務省令で定める重要な財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）は、土地及び建物並びに総務大臣が指定するその他の財産とする。

（通則法第四十八條に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）

第十六條 機構は、通則法第四十八條の規定により重要な財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）を譲渡し、又は担保に供すること（以下「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

〔一〕四 同上

（増資の認可の申請）

第十七條 機構は、機構法第六條第二項の認可（機構法第十八條第一項に規定する信用基金に係るものを除く。）を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

〔一〕五 同上

（積立金の処分に係る承認申請書の添付書類）

第十八條 同上

（会計の原則等の特例）

第三條 機構法附則第八條第五項に規定する業務（特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五條第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）が行われる場合には、第一條第一項中「（平成二年法律第三十五号）」とあるのは「（平成二年法律第三十五号。以下この条から第十六条までにおいて「通信・放送開発法」という。）と、「通信・放送開発金融関連業務」という。）とあるのは「通信・放送開発金融関連業務」という。）及び機構法附則第八條第五項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五條第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）と、第三條から第十六条までの規定中「通信・放送開発

備考 表中の「」の記載は注記である。

金融関連業務」とあるのは「通信・放送開発金融関連業務及び機構法附則第八条第五項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）」とする。

（国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

第四条 国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（令和四年総務省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

表を次のように改める。

改正後

(勘定区分)

第二条 機構は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号。以下「機構法」という。）第十六条の規定により経理を区分して整理する場合において、一の勘定において整理すべき事項が他の勘定において整理すべき事項と共通の事項であるため当該一の勘定に係る部分を区分して整理することが困難なときは、当該事項については、機構が総務大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより整理することができる。

（積立金の処分に係る承認申請書の添付書類）

第十八条 国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）第三条第三項の総務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

「一〇三 略」

改正前

(勘定区分)

第二条 機構は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号。以下「機構法」という。）第十六条及び附則第十条の規定により経理を区分して整理する場合において、一の勘定において整理すべき事項が他の勘定において整理すべき事項と共通の事項であるため当該一の勘定に係る部分を区分して整理することが困難なときは、当該事項については、機構が総務大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより整理することができる。

（積立金の処分に係る承認申請書の添付書類）

第十八条 国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）第二条第三項の総務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

「一〇三 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

（特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令の廃止）

第五条 特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令（平成二十八年総務省令第六十四号）は、廃止する。

附 則

この省令は、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。